

小学生通院医療費 助成制度を拡大

市では、子育ての支援として、子育てにおける医療費の負担軽減に取り組んでいます。これまでの制度に加えて4月から市民税非課税世帯に属する小学生の通院医療費の助成を新たにスタートさせます。

対象

市民税非課税世帯に属する小学生
※重度心身障害者や母子家庭、父子家庭などの、福祉医療費助成制度に該当の方は除きます。

助成内容

医療機関等の窓口で支払った、保険給付の対象となる通院にかかる医療費のうち、高額療養費及び付加給付の支給額を除いた自己負担分。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる通院は除きます。
※保険適用外の費用は、助成の対象外となります。

問い合わせ
問54024
保険年金課 後期高齢者医療係
☎65・0689
☎63・4618

* 保育園・幼稚園巡回訪問事業 *

今年度より発達や行動に気になるところのある子どもたちが、その子らしく、健やかに育つよう、市内の公立・私立保育園・幼稚園を巡回し、子どもの成長を応援することを目的として実施します。

園巡回訪問

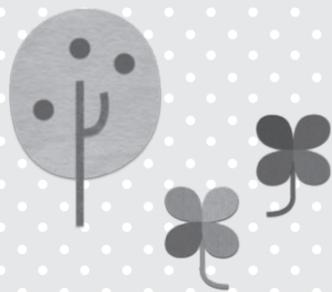
発達支援室、こども未来課など子どもの成長に関係する課の相談員等がチームを組み、定期的に保育園・幼稚園を巡回し、園の職員と一緒にお子さんの支援について考えていきます。

園巡回相談

保育園、幼稚園での関わりに工夫が必要なお子さんについて、発達相談員が継続的に園を訪問し、園の職員と一緒に、お子さんにあった園生活について考えます。
※園からの申し込みになります。保護者から希望される場合は、園とご相談ください。

のびのび相談

発達相談員、保健師が、保護者、園の職員とともに、お子さんにあった関わりを考える個別の相談を行います。
※必要に応じて、発達の検査も実施します。
※園を通して申し込みをして頂くか発達支援室に直接申し込み下さい。
※おおむね3歳6ヶ月以上のお子さん、園に通っているお子さんが対象です。3歳6ヶ月未満のお子さんや入園していないおひこさんは、保健センターの健やか相談、発達相談をご利用ください。



問い合わせ
発達支援室
☎65-0735 ☎63-4085
こども未来課
☎86-8182 ☎86-8380

市民活動 総合補償制度

～安心して活動するために～

この制度は、区・自治会やNPO、ボランティア、自治振興会など様々な市民活動に安心して参加できるよう、市が保険料を負担し運営するものです。市民活動中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。

対象となる活動

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象なりません。

- 区・自治会が行う防犯防災活動、清掃活動、地域の祭り、運動会などの活動や女性会、老人クラブ活動
- 社会福祉・奉仕活動、NPO、市民活動、社会教育、青少年育成活動

対象とならない主な事故

- 指導者や参加者の故意による事故
- 地震や洪水などの自然災害による事故
- 戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議による事故
- 無資格運転や酒酔い運転
- スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- 山岳登坂、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- 施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症候のないむち打ち症や腰痛

活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。

補償内容

〈賠償責任保険〉

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	てん補限度額	
対人賠償	1名	6,000万円
	1事故	2億円
対物賠償	1事故	100万円
受託品賠償	1事故	100万円
1事故につき、20,000円は免責で自己負担		

〈傷害保険〉

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

区分	給付限度額	
死亡	1名	200万円
後遺障害	1名	6～200万円
入院	1名 1日	3,000円 (180日限度)
通院	1名 1日	1,000円 (90日限度)
入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度		

事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

問い合わせ

地域コミュニティ推進室
地域コミュニティ推進係
☎65-0687 ☎63-4554

スポーツ振興 地道な功績に光

II スポ少、体協で関係者を表彰II

甲賀市スポーツ少年団指導者協議会と甲賀市体育協会はこのほど、それぞれの団体活動の中でスポーツ振興に活躍された皆さんに表彰を送り、地道な功績を讃えました。
受賞された方(団)は次のとおりです。
(順不同・敬称略)

△甲賀市スポーツ少年団指導者協議会 (表彰式2月27日)

- 川部信明、富本泰徳、
- 柏木バレーボール、甲南第一サッカー、
- わかばよしとしかず、さかいたかゆき、みずたひろゆき、
- 若林寿一、酒井孝征、水谷宏行、
- にじだまさし、かもたあきひさ、おくむらじ、
- 西田昌嗣、加守田昭久、奥村銀士、
- ふじさわかずひろ、たけしまかよ、まつやまかおし、
- 藤沢一弘、竹島佳代、松山勝司、
- ほんだのりゆき、みかづきまひろ、みずのこういち
- 本多徳之、三ヶ月政宏、水野光一

△甲賀市体育協会(表彰式3月20日)

- 勝井邦彦、北村正、木田重之助、
- たにくちあお、たまたえみこ、あやどまみ
- 谷口親男、横田栄美子、綾戸真美

文化スポーツ振興課
☎86-8023 ☎86-8380